

「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

1 改正の背景

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（以下「上陸基準省令」という。）は、「特定技能1号」で在留できる期間について、通算で5年以内であることを求めている。

しかし、「特定技能1号」の在留期間は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）（以下「入管法施行規則」という。）において「1年、6月又は4月」となっているため、1か月単位で在留期間を付与することができないことから、「特定技能1号」の在留期間の合計を、通算5年を超えない範囲内とすることが困難となる場合が想定される。

そこで、入管法施行規則を一部改正することにより、通算5年を超えない範囲内で雇用契約に応じて1か月単位で在留期間を付与できるよう所要の措置を講ずる必要がある。

2 改正の概要

出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2の「特定技能」の項の下欄第1号を改正し、1か月単位で在留期間を付与できるよう所要の措置を講ずる。

3 根拠法令

出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項

4 今後の予定

公布日：令和5年4月（予定）

施行日：公布の日（予定）